

四日市市制施行120周年記念

市民企画イベント 補助金 申請マニュアル



YOKKAICHI
四日市市制120周年

四日市市 政策推進部 政策推進課

平成29年10月24日発行

目次

	ページ
1 市制施行 120 周年記念市民企画イベント補助金とは	2
2 誰が申請できるの？	2
3 補助金はどんな事業が対象になるの？	2
4 補助金の対象とならない事業ってあるの？	2
5 補助金はどのくらいなの？	3
6 どんな経費が補助の対象となるの？	3
7 対象とならない経費ってなんだろう？	4
8 補助申請の方法は？	4
9 募集期間は？	4
10 補助金はいつ支払われるの？	5
11 変更交付申請はどのような時に必要なの？	5
12 実績報告に添付する書類は？	5
13 書類の管理は？	5
14 書類提出・問い合わせ先について	6
15 補助金の流れ	7
要綱	8
様式集	12

1 市制施行120周年記念市民企画イベント補助金とは

平成29年8月1日に市制施行120周年を迎えるにあたり、120周年を記念し、郷土への誇り、愛着を深めるとともに、地域における魅力を十分に活用し本市の優位性をさらに伸ばすことによって、交流人口、定住人口の増加に向けた機運を醸成するため、市民等によって市内で実施されるイベントに対して補助するものです。

2 誰が申請できるの？

四日市市内に在住、在勤、在学する市民を含む又は市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等（個人では申請できません）

3 補助金はどんな事業が対象になるの？

新規事業もしくは既存事業の拡充部分で、以下の（１）～（３）の項目全てを満たす事業

- （１）以下のキーワードのいずれかにつながる事業
 - ・「子育て環境を整備する」（子育て環境、教育の充実）
 - ・「四日市市の魅力を磨く」（文化・スポーツ・観光の振興、地域の魅力発見）
 - ・「地域の多様な能力を生かす」（地域力向上）
 - ・「交流人口を増やす」
- （２）実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- （３）平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に実施する事業

4 補助金の対象とならない事業ってあるの？

※ 以下のような事業は、対象となりませんので、ご注意ください

- （１）収益を主たる目的として行われる事業
 - 例) ・物品の販売などを主な目的としているもの
 - ・企業等がその本来の事業の一環として行うもの
- （２）政治的・宗教的活動として行われる事業
 - 例) ・特定の政党を支持するもの
 - ・神事や仏事などの宗教的な要素が含まれるもの
 - ・特定の宗教の布教活動につながるもの
- （３）特定の事業の反対運動を目的とする事業
- （４）他に市から寄付又は補助を受けている事業
- （５）市外で実施する事業

5 補助金はどのくらいなの？

補助率は対象経費の2/3、補助限度額は100万円です。

ただし、補助金以外の収入(参加費等)がある場合、その他収入との合計が総事業費を超えない額とします。

6 どんな経費が補助の対象となるの？

対象事業を行うために必要な経費のうち、以下のものが対象となります。

対象経費	内容	注意事項
謝礼金	講演や研修会開催にあたり、講師などに支払う謝礼金	主催者のための人件費は対象になりません。
飲料費	会議、打ち合わせ時のお茶代 例) 会議用ペットボトル飲料購入代	アルコール類、食事代、お菓子、弁当などの飲食費は対象になりません。
消耗品費	事業実施や事務局運営に必要な消耗品類や材料等の購入経費 (コピー用紙、封筒、筆記用具など)	特定の個人に贈る贈答品、備品となる物品は対象になりません。 (パソコン、いす、机など)
印刷費	事業に必要な印刷物に係る経費 (チラシ・ポスター印刷代、コピー代など)	
役務費	郵送料、運搬費用、保険代、手数料、交通費など	郵送料、運搬費用については、誰に何をどこまで送付したか、記録しておくこと 例)「参加者 50 名へ案内郵送」 「楽器搬送(○から△へ)」 交通費については、対象者、移動手段、経路などを示すこと。
委託料	事業を効率的に実施するための委託経費 例) 舞台設営・撤去の委託 音響設備	
賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料 例) 会議室使用料、機材レンタル 車両借上げ料 など	

※これらの経費を支出した場合は、必ず領収書をお願いいたします。

(必ず、宛名・但し書・日付が記入されているか確認してください。)

※領収書は、事業計画書等に記載する団体名が宛名となっているもののみ有効です。

※購入した内容が不明なレシートは確認書類にはなりません。

また、「事務用品」ではなく、「のり」「はさみ」等具体的に示してください。

※領収書の提出がない場合は、助成対象経費とすることができません。

7 対象とならない経費ってなんだろう？

以下のような経費は対象となりませんのでご注意ください。

＜補助対象とならない経費例＞

1. 事業を実施している団体の人件費
2. 食事代、アルコール飲料代
3. 備品などの主催者の資産形成に関わるもの（パソコン、いす、机など）
4. お土産や心付、寸志などの儀礼的な交際
5. 支出先が不明な経費（領収書の無いもの）
6. 使用目的が不明確な経費
7. 物品等を購入の際、ポイントカード・クレジットカードを使用したもの

上記以外にも補助金の趣旨に沿わないと判断される経費は対象外となる場合があります。対象経費になるのかご不明な場合は、必ず事前にご相談ください。

8 補助申請の方法は？

●申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書（第1号様式）（13ページ参照）
- ②事業実施計画書及び収支予算書（別紙1）（14、15ページ参照）
- ③団体概要書（別紙2）（16ページ参照）
- ④その他市長が必要と認める書類

※申請書類の団体名・住所・代表者名、代表者印について

各種申請書の団体名等は、市にあらかじめ登録された「債権者登録」と同じ団体名、印鑑等を使用してください。

また、代表者氏名は、会長などの役職も明記してください。

9 募集期間は？

募集期間は、平成29年4月1日から~~平成30年1月31日~~平成29年11月30日までです。

ただし、応募金額が予定金額に達した場合は、その時点で募集を終了します。

※応募金額が予定金額に達する見込みとなったため、募集期間が変更となりました。

10 補助金はいつ支払われるの？

交付決定後、必要に応じて概算払請求書の提出をもって9割までの額を概算請求することができます。

書類審査や、請求書を受けてから支払いまでにはある程度の日数を要しますので、早めに書類を提出してください。

事業実施報告書の提出の後、補助額の確定を行います。確定額に応じて、補助金残額を支払います。(確定額を超えてすでに支払いのあった場合は超過額を返還してください。)

11 変更交付申請はどのような時に必要なの？

- ① 補助金額が変更になる場合
 - ② 補助対象事業の内容を変更する場合
 - (1) 補助対象事業が追加、中止される場合
 - (2) 事業にかかる経費が変更になる場合
 - ※ただし、補助金額に変更がなく、各事業の2割以内の変更であれば、変更手続きは不要となります。
 - ※変更申請は、事業を実施する(物品等を購入する)前に手続きを行う必要があります。変更が必要かどうか迷われたら、実施する前に当課にご相談ください。
- ☆ なお、代表者や団体名等が変更となる場合は、変更申請の手続きは必要ありませんが、別途書類の提出が必要となります。必要な際は当課までお問い合わせください。

12 実績報告に添付する書類は？

補助事業が完了しましたら、速やかに実績報告書を添付書類とともに提出してください。(事業終了後30日以内、もしくは3月31日のどちらか早い日)

●実績報告に必要な書類●

- ① 実績報告書 (第6号様式・19ページ参照)
- ② 収支決算報告書 (20ページ参照)
- ③ その他必要書類→領収書(写しでも可)、その他必要に応じて名簿や交通費にかかる行程表などを添付してください。

13 書類の管理は？

事業終了後、関係書類は5年間保存しておく必要があります。

14 書類提出・問い合わせ先について

四日市市 政策推進部 政策推進課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所8階北側）

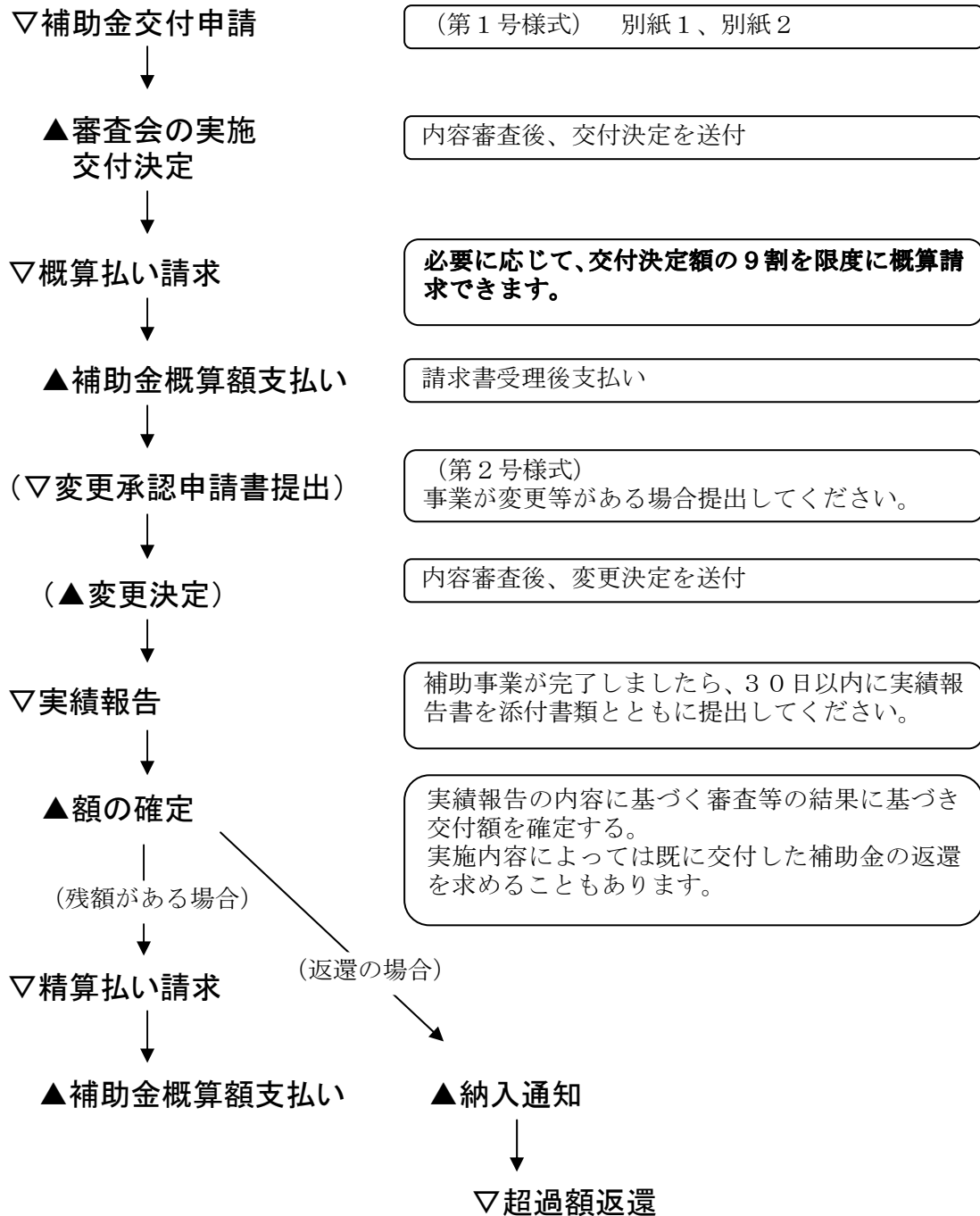
電話 059-354-8112 FAX 059-354-3974

メールアドレス seisakusuishin@city.yokkaichi.mie.jp（申請はメール不可）

申請に必要な書類は、ご連絡をいただければ書類を一式メール等にて送ります。
また、四日市市制施行120周年公式ホームページからダウンロードすることもできます。
（ホームページ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/~yk-koho/120th/>）

15 補助金の流れ

▲:市役所の動き ▽:申請者の動き



四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市制施行120周年を記念し、郷土への誇り、愛着を深めるとともに、地域における魅力を十分に活用し本市の優位性をさらに伸ばすことによって、交流人口、定住人口の増加に向けた機運を醸成するため、四日市市内に在住し、在勤し、若しくは在学する市民を含む市民活動団体、NPO法人、企業等又は市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等（以下「実施団体」という。）が提案し、実施する事業（以下「市民企画イベント」という。）に対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる市民企画イベント（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 前条の趣旨に沿った事業であり、「子育て環境を整備する」、「地域の多様な能力を生かす」、「四日市市の魅力を磨く」又は「交流人口を増やす」のいずれかのキーワードにつながる事業
- (2) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に実施する事業
- (4) 市制施行120周年に併せて新たに実施する事業又は既存事業のうち市制施行120周年を記念し拡充する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 収益を主たる目的として行われる事業
- (2) 政治的・宗教的活動として行われる事業
- (3) 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- (4) 他に市から寄附又は補助を受けている事業

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、実施団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費（事業の準備費を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 主催者の人件費
- (2) 主催者の飲食を目的とした経費
- (3) 主催者の資産形成にかかる経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた経費

3 補助対象事業が、既存の事業を拡充したものである場合は、拡充部分に限り、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、予算の範囲内で1つの事業につき100万円を限度として、補助対象経費の3分の2以内に相当する額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業に他の収入がある場合の補助額は、補助額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付申請書（第1号様式）に計画書、収支予算書、団体概要書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（審査会）

第7条 補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき事業を選定し、市長に提言するため、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織等については、別に定める。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の交付申請書を受理したときは、審査会に内容の審査を依頼し、その提言を受け、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付決定を行ったときは、交付すべき補助額を四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払請求及び交付）

第9条 前条の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書（第3号様式）により市長に補助金の概算払請求をすることができる。ただし、事業完了前に請求できる額は、交付決定額の9割までとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市制施行120周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第8条による決定を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金等変更決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過

する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント実績報告書（第6号様式）に収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金又は補助金の残額を四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金請求書（第8号様式）により市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、記念事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

（補助金の評価）

第16条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

様式集

【補助金交付申請関係】

(第1号様式) 補助金交付申請書	13
(別紙1) 計画書及び収支予算書	14
(別紙2) 団体概要書	16

【補助金概算払い請求】

(第3号様式) 補助金概算払請求書	17
-------------------	----

【計画変更】

(第4号様式) 計画変更承認申請書	18
-------------------	----

【実績報告】

(第6号様式) 実績報告書	19
収支決算書	20

【補助金請求】

(第8号様式) 補助金請求書	21
----------------	----

第1号様式
(第6条関係)

年 月 日

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付申請書

四日市市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 事業に要する経費 円
うち補助申請額 円

3 計画書及び収支予算書 別紙1のとおり

4 団体概要書 別紙2のとおり

5 その他の添付書類

(別紙1)

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント計画書及び収支予算書

事業を主催 する団体	団体名			
	代表者			
	住 所	〒		
	TEL		FAX	
	Eメール			
	事務局	(担当)	(記入者)	
事業名				
開催期間	年 月 日～ 年 月 日 (主な開催日： 月 日)			
開催場所				
事業の目的				
事業の内容 (詳細がわかるよう具体的に ご記入ください。)				
事業の効果	予想集客数			
	ターゲット層			

その他 (実施における問題点、調整事項等)																																															
事業費 (収支予算書)	出来るだけ詳細にお書きください。																																														
	総事業費 (A)	円																																													
	うち補助対象経費 (B)	円																																													
	補助金額 (C) = (B × 2 / 3)	円																																													
	〈歳入〉																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 33%;">金 額</th> <th colspan="2" style="width: 34%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 費</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>補助金・負担金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>協賛金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>参加料 (入場料)</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>補助金 (C)</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	内 訳		会 費				補助金・負担金				協賛金				参加料 (入場料)								補助金 (C)				合 計																	
	項 目	金 額	内 訳																																												
	会 費																																														
	補助金・負担金																																														
	協賛金																																														
	参加料 (入場料)																																														
	補助金 (C)																																														
	合 計																																														
〈歳出〉																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> <th style="width: 20%;">うち助成対象 額</th> <th style="width: 27%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	うち助成対象 額	内 訳	事務費 ()				()				()				事業費 ()				()				()												その他				合 計	(A)	(B)				
項 目	金 額	うち助成対象 額	内 訳																																												
事務費 ()																																															
()																																															
()																																															
事業費 ()																																															
()																																															
()																																															
その他																																															
合 計	(A)	(B)																																													
合 計	(A)	(B)																																													

(別紙2)

団体概要書

(ふりがな) 団体名称		法人格の有無 有 ・ 無
代表者	氏名 (ふりがな)	
	住 所	
	T E L	
事務局	住 所	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	
会計責任者	氏名 (ふりがな)	
	住 所	
	T E L	
設 立	年 月 日	
構成員	役員数	人
	一般会員数	人
	その他 ()	人
設立目的		
会 費		
入会資格		
主な活動実績		
規約等	団体規約等がある場合は添付してください。	

第3号様式
(第9条関係)

年 月 日

住 所

名 称

代表者

印

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金を概算請求します。

1 事業の名称

2 補助金の額

第4号様式
(第10条関係)

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第10条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 事業の名称

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

第6号様式
(第11条関係)

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業実績及び効果

3 添付書類

(1) 収支決算書

(2) その他

(参考)

収支決算書

総事業費 (A) 円
うち補助対象経費 (B) 円
補助金額 (C) = (B × 2 / 3) 円

<歳入>

項目	金額	内 訳
会 費		
補助金・負担金		
協賛金		
参加料 (入場料)		
補助金 (C)		
合 計		

<歳出>

項目	金額	うち助成対象 額	内 訳
事務費 ()			
()			
()			
事業費 ()			
()			
()			
その他			
合 計	(A)	(B)	

第8号様式
(第12条関係)

年 月 日

住 所

名 称

代表者

印

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金請求書

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、補助金を請求します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金の額